

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 查 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 規則 第 20 号／達 第 16 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 4 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

鋼船規則

規則

B 編 船級検査

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 規則 第 20 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 4 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.(17)として次の 1 号を加える。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については 2.1.2 の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

((1)から(16)は省略)

(17) 水密性電線貫通部に関する資料

2.1.6 船上に保持すべき図面等*

-1.から-3.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

((1)は省略)

(2) その他の手引書等

((a)から(v)は省略)

(w) 水密性電線貫通部記録書

((3)は省略)

-2. 前-1.に加え、国際航海に従事する船舶にあつては、次に掲げる図面等のうち該当するものを含む船体コンストラクションファイルが船舶に備えられていることを確認する。この場合、前-1.に規定する図面等を二重に保持することを要しない。

((1)から(11)は省略)

(12) 水密性電線貫通部記録書

(12) 各種試験方案，試験結果，計測記録等

-3. 前-1.に加え、SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、前-2.の規定にかかわらず、表 B2.1 及び次に掲げる図面及び情報のうち該当するものを含む船体コンストラクションファイルが船舶に備えられていることを確認する。この場合、前-1.に規定する図面等を二重に保持することを要しない。なお、船体コンストラクションファ

イルの一部は、本会が適当と認めた陸上アーカイブに適切に保管し、利用制限を設けて差し支えない。この場合、陸上に保管される情報の利用手順を船上に保持する船体コンストラクションファイルに含めなければならない。当該利用手順は、船体コンストラクションファイルに含まれる知的所有権に関する取り決めに従わなければならない。

(1)から(11)は省略)

(12) 水密性電線貫通部記録書

~~(12)~~ 各種試験方案，試験結果，計測記録等

~~(13)~~ 船舶の生涯を通して特別な注意が必要となる箇所（構造的に重要な場所を含む。）

~~(14)~~ 船舶のオペレーションを制限する全ての設計パラメータ

~~(15)~~ 代替手法（構造詳細及び同等性に関する計算を含む。）

~~(16)~~ 本会が認めた建造時の全ての変更が含まれていることが確認された図面（部材寸法詳細，使用材料，溶接線の位置，詳細断面並びに全ての開先をとった溶接及び完全溶け込み溶接箇所を含む。）及び情報

~~(17)~~ 全ての構造部材のネット寸法並びに建造時寸法及び任意の追加板厚

~~(18)~~ 船舶の生涯を通して維持すべき船の長さ方向に亘った船体横断面の最小断面係数（甲板及び船底領域における断面積の値，中性軸領域における切り替え値等の断面の詳細を含む。）

~~(19)~~ 船体構造の建造に用いられる材料の一覧及び船舶の使用期間中に変更があった場合の更新手順

~~(20)~~ 船体コンストラクションファイルに含まれる資料の一覧

3 章 年次検査

3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.1 書類及び図書の確認*

表 B3.1 を次のように改める。

表 B3.1 確認する書類及び図書

書類又は図書	確認事項
1 ローディングマニュアル	・ C 編 34.1.1 及び 34.3.1 又は CS 編 25.1.1 により備え付けが要求される船舶について、それが本船上に保管されていることを確認する。
2 復原性資料	・ 本船上に保管されていることを確認する。
3 損傷制御図及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料	・ C 編 33 章により備え付けが要求される船舶について、承認された損傷制御図が本船上に掲示されていること及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料が本船上に保管されていることを確認する。
4 火災制御図	・ 掲示され、適正に格納されていることを確認する。
5 ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル並びにそれらの設備の閉鎖及び締付けに関する銘板	・ C 編 23 章及び CS 編 21 章により備え付けが要求される船舶について； ・ マニュアル：本船上に保管されていることを確認する。 ・ 銘板：掲示されていることを確認する。
6 貨物固縛マニュアル	・ 本船上に保管されていることを確認する。
7 イナートガス装置の取扱い及び動作説明書	・ R 編 4.5.5 によりイナートガス装置の備付けが要求されている船舶について、同説明書が本船上に保管されていることを確認する。
8 曳航及び係留設備配置図	・ C 編 27.2 又は CS 編 23.2 に規定する曳航及び係留設備配置図が本船上に保管されていることを確認する。
9 点検設備に関する手引書	・ C 編 35.2.6 又は CS 編 26.2.6 により備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管され、必要に応じて更新されていることを確認する。
10 油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の検査に関する書類	・ 本船上に保管されていることを確認する。
11 塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイル	・ C 編 25.2.2, CS 編 22.4.2, CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 又は CSR-T 編 6 節 2.1.1.2 により海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイルの備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管されていること並びに保守及び補修の内容が適切に記録され本ファイルに保管されていることを確認する。 ・ C 編 25.2.3 又は CS 編 22.4.3 により貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイルの備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管されていること並びに保守及び補修の内容が適切に記録され本ファイルに保管されていることを確認する。
12 騒音計測記録書	・ 本船上に保管されていることを確認する。
13 極海域運航手順書	・ I 編 2.3.1 により備え付けが要求される船舶について、本船上に保管されていることを確認する。
14 構造的に重要な場所を示す図面、建造中管理計画書及び検査記録	・ 船級符号に“HCM”又は“HCM-GBS”の付記を有する船舶について、それが本船上に保管されていることを確認する。
15 水密性電線貫通部記録書	・ 本船上に保管され、必要に応じて更新されていることを確認する。

5 章 定期検査

5.2 船体，艙装，消火設備及び備品の定期検査

5.2.2 現状検査*

-1.を次のように改める。

-1. 定期検査では，4.2.2 に規定する現状検査に加え，次の(1)から(34)に定める検査を行う。

((1)から(3)は省略)

(4) 水密性電線貫通部の検査は，次の(a)から(c)による。

(a) 全ての水密性電線貫通部について，現状良好であることを確認する。

(b) 検査結果を，水密性電線貫通部記録書に記録し，本船上に保管する。

(c) 検査員が差し支えないと認める場合，水密性電線貫通部の検査は，「事業所承認規則」に従って本会の承認した事業所によって行うことができる。この場合，検査員は，事業所により記録された水密性電線貫通部記録書を確認する。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2021年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.4 工事の検査*

-1.から-3.を次のように改める。

-1. 船体及び艀装関係工事の立会の時期は、次のとおりとする。本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

((1)から(16)は省略)

-2. 機関関係工事の立会の時期は、次のとおりとする。本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

((1)から(6)は省略)

-3. 液化ガスばら積船、危険化学品ばら積船及び低引火点燃料船にあつては、立会の時期を-1.及び-2.によるほか、それぞれ **N 編**、**S 編**及び **GF 編**の規定により試験を行うときとする。検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

3 章 年次検査

3.3 機関の年次検査

3.3.5 の表題を次のように改める。

3.3.5 選択式触媒還元脱硝装置、排ガス浄化装置及び排ガス再循環装置等に対する検査

-2.(1)を次のように改める。

-2. 排ガス浄化装置を備える船舶にあつては、当該装置について、次の**(1)**から**(4)**に規定する検査を行う。

(1) 排ガス浄化装置について、全般にわたり異常のないことを確認する。特に、スクラバ反応器で使用された洗浄水の管装置について、全般にわたり異常が無いことを確認する。

((2)から(4)は省略)

6 章 船底検査

6.1 船底検査

6.1.1 上架した検査*

-1. 船底検査では，船舶を入渠又は上架し十分な高さの架台の上に置き，船体外部を清掃した上，表 **B6.1** に掲げる検査を行う。

-2. (省略)

-3. (省略)

6.1.2 水中検査*

(省略)

表 B6.1 を次のように改める。

表 B6.1 船底検査の項目

検査項目	備考
1 竜骨を含む外板，船首材及び船尾材	腐食を生じやすい箇所，構造の不連続部及び外板の開口部は特に注意して検査する。この際，外板の開口部に取り付けられた格子板を取り外さなければならない。ただし，検査員が差し支えないと認める場合は，格子板の取り外しを省略することができる。
2 舵	持ち上げ又は取り外して，舵板，ピントル，ストック，カップリング及び船尾材の現状検査を行なう。検査員が必要と認めた場合は舵について圧力試験を要求することがある。ただし，各軸受部の間隙計測等により，検査員が現状良好と認める場合は，持ち上げ又は取り外しを省略して差し支えない。
3 乾舷甲板下の排水管，その他の排出管及び海水吸入管（ディスタンスピースを含む。）並びに外板，シーチェスト又は外板付ディスタンスピースに取り付けられた弁及びコック並びにサイドスラスト	- 弁及びコックは，要部を開放して検査し，これらを取り付けるボルト又はスタッドを検査する。ただし，前回の船底検査時にそれらの弁及びコックの開放検査が行われ，検査員が差し支えないと認める場合は，弁及びコックの要部の開放を省略することができる。 - サイドスラストは外観を検査し，船殻構造に影響を及ぼす損傷が無いことを確認する。 <u>排ガス浄化装置を備える船舶にあつては，スクラバ反応器で使用された洗浄水用の管装置に取り付けられるディスタンスピースの内面に異常が無いことを確認する。</u>
4 船尾管又は張出し軸受の軸受部	プロペラ軸（プロペラ軸軸受にころがり軸受を採用する旋回式推進装置の場合を除く。）又は船尾管軸との間隙又は軸降下量の計測及び記録を行う。
5 船尾管シール装置及び張出し軸受シール装置	油潤滑式又は清水潤滑式の場合，効力を確認する。
6 プロペラ	可変ピッチプロペラの場合は，変節機構を作動状態で検査する。
7 アンカー，アンカーチェーン，索，ホーズパイプ，チェーンロック及びチェーン係止装置	定期検査に行う船底検査では，アンカー及び索を適当な場所に整備し，アンカーチェーンは適当に整列して，すべてのチェーン及びチェーン用部品が揃っていることを確認するとともに外観を検査する。第 2 回定期検査以降の定期検査では，アンカーチェーンの径を計測し，アンカーチェーン各連においてリンクの最も衰耗している部分の平均直径が，規則 C 編 27.1.1 による要求直径の 12% 以上減少している場合には，当該連を取り替えなければならない。
8 船体の区画及びタンク	- 該当する内部検査，精密検査及び板厚計測（事前を実施されていない場合） (i) 定期検査の時期に行う船底検査又は 4.1.1-2.の規定により行われる上架した船底検査の場合，少なくとも貨物倉／貨物タンク及びバラストタンクの軽荷状態における喫水線より下方にある部分について必ず行わなければならない。 (ii) 1.1.6-6.に示す時期に行う船底検査の場合，実行可能な限り行わなければならない。
9 水中検査のための設備等	6.1.2 の規定により水中検査実施が承認されている船舶にあつては，入渠又は上架して行う船底検査において，6.1.2-3.に掲げる事項が適切な状態に保持されていることを確認する。

9 章 機関計画検査

9.1 機関計画検査

9.1.5 定期的な検査*

(2)を次のように改める。

9.1.2 から 9.1.4 に規定する検査に代えて、1.1.3 に規定する中間検査及び定期検査の時期に、次の(1)及び(2)に規定する検査とすることができる。また、これらの時期以外に手入れ等のため、船主が自主的に機関等について開放した場合は、必要に応じ検査を行う。この場合、1.1.6-6.を準用することができる。

- (1) 中間検査時には、表 B9.2 に掲げる検査を行い、良好な状態であることを確認する。また、各種二重装置を備える場合は、いずれか一方の検査にとどめて差し支えない。ただし、製造後 11 年未満の内燃機関にあっては、点検・整備記録、事情聴取等から判断して、検査員が差し支えないと認める場合には、表 B9.2 に掲げる検査に代えて効力試験（海上試運転）とすることができる。
- (2) 定期検査時には、表 B9.1 に掲げる検査を行い、良好な状態であることを確認する。ただし、同形の主機によって駆動されるプロペラ軸系 2 個以上を有する船舶の定期検査においては、登録検査又は前回の定期検査後定期検査に準じて検査を行った主機の部分については、当該検査の時期並びに機関の年齢、現状、製造中の登録検査を受けたものであるか否か等を考慮し、検査員が特に差し支えないと認める場合に限り、検査を省略することができる。また、製造後 11 年未満の内燃機関については、登録検査又は前回の定期検査後の中間検査、臨時検査で表 B9.1 又は表 B9.2 に掲げる検査に準じた検査が実施されており、検査の記録等から判断して、検査員が差し支えないと認める場合には、表 B9.1 に掲げる検査の一部又は全部を省略することができる。ガスタービンの開放検査に関し、陸上保管された予備機とのローテーションによる検査を行う場合には、検査準備の手順、予備機の陸上保管方法等を含んだ受検計画書を提出の上、本会の承認を得る必要がある。

表 9.1 を次のように改める。

表 B9.1 機関等の開放検査

検査項目	検査内容
1 往復動内燃機関 (主機)	・ シリンダカバー, ライナ, ピストン (ピストンピン及びピストン棒を含む。), クロスヘッドピン及び軸受, 連接棒, クランクピン及び軸受, クランクジャーナル及び軸受, カム軸及び同駆動装置, 過給機, 掃気ポンプ又はブロア, 空気冷却器, 付属する重要なポンプ (ビルジ, 潤滑油, 燃料油, 冷却水) について開放検査を行う。
2 蒸気タービン (主機)	・ タービンロータ及び軸受, ケーシング, タービンと減速装置の継手, ノズル弁, 操縦弁の開放検査
3 ガスタービン (主機)	・ ガスタービン及び付属機器の要部の開放検査を行う。
34 動力伝達装置及び 軸系装置 (第 67 項 に該当するものを 除く。)	・ 減速装置, 逆転装置, クラッチについては, 検査員が必要と認める範囲において開放し, 各歯車, 軸, 軸受並びに継手部等の検査を行う。 ・ 弾性継手については, 要部の開放検査を行う。 ・ 中間軸, 推進軸及び当該軸受 (船尾管軸受及び、張出し軸受及びウォータージェット推進装置の主軸軸受を除く。) については, 各軸受の上半又は覆金及びブラスト受を取り外し, 軸を回転して検査する。 ・ その他の推進動力伝達装置にあつては, 要部を検査員の指示するところに従つて, 開放検査を行う。
45 補助機関	・ 発電機 (非常用を含む。), 推進補機並びに操船・保安補機を駆動する補助機関を主機に準じて検査する。
56 ウォータージェット 推進装置	・ 操舵駆動システム用油圧ポンプの開放検査を行う。 ・ 潤滑油ポンプの開放検査を行う。 ・ 冷却器の開放検査を行う。 ・ その他本会が必要と認める機器の開放検査を行う。
67 旋回式推進装置	・ 推進用歯車, 中間軸歯車, 駆動軸歯車, 軸継手, 軸受及びクラッチについて, 検査員が必要と認める範囲において開放し, 各歯車, 軸, 軸受並びに継手部等の検査を行う。ただし, 8 章 に規定する検査を行う時期と同時期として差し支えない。 ・ 旋回用歯車について, 検査員が必要と認める範囲において開放し, 各歯車, 軸, 軸受並びに継手部等の検査を行う。ただし, 8 章 に規定する検査を行う時期と同時期として差し支えない。 ・ 旋回用油圧ポンプ及び油圧モータの開放検査を行う。 ・ 潤滑油ポンプの開放検査を行う。 ・ 冷却器の開放検査を行う。 ・ その他本会が必要と認める機器の開放検査を行う。
78 補機 (第 56 項又は第 67 項に該当するものを除く。)	・ 下記の補機類については, その要部を開放して検査を行う。 (a) 空気圧縮機, 送風機 (b) 冷却ポンプ (c) 燃料油ポンプ (d) 潤滑油ポンプ (e) 給水, 復水, ドレンポンプ (f) ビルジ, バラスト, 消火ポンプ (非常用のものを除く。) (g) 復水器, 給水加熱器 (h) 冷却器 (i) 油加熱器 (j) 燃料油タンク (k) 空気槽 (主, 補, 制御, 雑用, 非常用を含む。) (l) 貨物装置等 (必要に応じて, ばら積液体貨物荷役装置を含む。) (m) 甲板機械 (n) 造水装置 (蒸気タービンの駆動に使用するボイラ用) (o) その他本会が機関計画検査の対象となると認めるもの

表 9.2 を次のように改める。

表 B9.2 機関計画検査に代わる中間検査時に行う検査

検査項目	備考
1 往復動内燃機関 (主機)	・シリンダの内部及びシリンダカバーの内外部を検査する。ただし、検査員が必要と認める場合を除いては、ピストンを取り外す必要はない。 ・シリンダ数の 1/3 のクランクピンの軸受を取り外し、クランク軸を回転して検査する。 ・排気タービン過給機のタービン羽根及び軸受を検査する。
2 蒸気タービン (主機)	・タービン車室の上半及びロータ軸の受金の上半を取り外し、ロータを回転して検査する。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、ロータの検査を省略することがある。 ・かみ合継手を検査する。
3 <u>ガスタービン</u> (主機)	・<u>ガスタービンの要部を開放の上、検査する。ただし、陸上保管された予備機とのローテーションによる検査を行う場合には、検査準備の手順、予備機の陸上保管方法等を含んだ受検計画書を提出の上、本会の承認を得る必要がある。</u>
34 動力伝達装置及び 軸系装置 (表 B9.1 の 第 67 項に該当するも のを除く。)	・減速装置については、歯車を検査穴から検査する。 ・中間軸等の推進軸及び当該軸受 (船尾管軸受及び、及び張出し軸受及びウォーター ジェット推進装置の主軸軸受を除く。) については、各軸受の上半又は覆金及びスラスト受を取り外し、軸を回転して検査する。
45 補助機関	・発電機 (非常用を含む。)、推進補機並びに操船・保安補機を駆動する補助機関を主機に準じて検査する。
56 補機	・補機等については、表 B9.1 の 78 項に示す検査を行う。

10 章 鋼製はしけの検査

10.2 製造中登録検査

10.2.3 工事の検査

-2.を次のように改める。

-2. 機関関係工事の立会の時期は、2.1.4-2.の規定にかかわらず次のとおりとする。ただし、検査員は Q 編 20.16.1-2., -4.及び-5.に規定する試験については、製造工場における試験成績書の提出を要求することがある。本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

((1)から(7)は省略)

11 章 潜水船に関する検査

11.2 製造中登録検査

11.2.3 を次のように改める。

11.2.3 工事の検査

工事の立会の時期は、次のとおりとする。本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

((1)から(9)は省略)

12 章 海洋構造物等に関する検査

12.2 登録検査

12.2.3 工事の検査*

-1.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査における船体、艀装、機関及び電気設備関係の工事の立会の時期は、次のとおりとする。本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

- (1) 2.1.4-1.及び-2.に規定するとき並びに 12.2.4 及び 12.2.6 に規定する検査を行うとき
- (2) 機関及び電気設備について、P 編 11.1.23 及び 12.1.23 に規定する試験を行うとき。
- (3) 半潜水型船舶にあつては、ドラフトスケールを設置するとき
- (4) 大型の貯蔵船にあつては、放爆装置の設定作動圧力以下の圧力で作動試験を行うとき
- (5) P 編 10 章に規定する係留設備を有する船舶にあつては、当該設備を設置するとき
- (6) 自動船位保持設備の機器を搭載するとき及び自動船位保持設備の試験要領書に従って試験を行うとき
- (7) 海底資源掘削船にあつては、掘削やぐら及び掘削やぐらの支持構造を含むサブストラクチャの各部が完成したとき並びに掘削やぐら及びサブストラクチャを搭載するとき

14 章 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備に関する検査

14.2 登録検査

14.2.3 を次のように改める。

14.2.3 検査の立会の時期

製造中登録検査における船体、艀装、機関及び電気設備関係の工事の立会の時期は、2.1 の該当規定及び 14.2.4 から 14.2.8 に規定する試験及び検査を行う時で、14.2.2 に規定する検査及び試験に関する提出資料の内容について、本会の確認を得た時期とする。本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

15 章 作業船に関する検査

15.2 登録検査

15.2.3 工事の検査*

-1.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査における船体、艀装、機関及び電気設備関係の工事の立会の時期は、2.1.4 に規定するものに加え、次のとおりとする。本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

((1)及び(2)は省略)

附 則（改正その2）

1. この規則は、2021 年 7 月 1 日から施行する。

12 章 海洋構造物等に関する検査

12.2 登録検査

12.2.2 提出図面その他の書類*

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 承認用提出図面及びその他の書類

製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及びその他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。

(1) 船体関係

(a)から(f)は省略)

(g) 位置保持係留設備の配置図及び構造図

(h)から(q)は省略)

(2) 機関関係

(a)から(c)は省略)

(d) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、次の図面

i) 自動船位保持設備の配置図及び構成図

ii) 自動船位保持設備作動系統図

(e)及び(f)は省略)

(3) 作業関係

(a) **P 編 18.1** に規定するオペレーションマニュアル

(b) その他本会が必要と認める図面又は書類

-2. 参考用提出図面その他の書類

製造中登録検査を受けようとする船舶について、前-1.の規定による承認図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を参考として本会に提出しなければならない。

((1)から(18)は省略)

(19) 位置保持係留設備の設計計算書

(20) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、次の図面及び書類

(a) 自動船位保持設備の設計計算書

(b) 自動船位保持設備の試験要領書（定期的検査の試験項目、試験要領、判定基準等を含む。）

(c) 2 級自動船位保持設備又は 3 級自動船位保持設備を備える船舶にあつては、損傷モード影響解析（FMEA）の報告書及びその実証試験要領書

(21) その他本会が必要と認める図面又は書類

-3. （省略）

12.2.3 工事の検査*

-1.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査における船体、艀装、機関及び電気設備関係の工事の立会の時期は、次のとおりとする。

- (1) 2.1.4-1.及び-2.に規定するとき並びに 12.2.4 及び 12.2.6 に規定する検査を行うとき。
- (2) 機関及び電気設備について、P 編 11.1.2 及び 12.1.2 に規定する試験を行うとき。
- (3) 半潜水型船舶にあつては、ドラフトスケールを設置するとき。
- (4) 大型の貯蔵船にあつては、放爆装置の設定作動圧力以下の圧力で作動試験を行うとき。
- (5) P 編 10 章に規定する係留設備を有する備える船舶にあつては、当該設備を設置するとき。
- (6) P 編 10 章に規定する自動船位保持設備の機器を搭載するとき及び自動船位保持設備の試験要領書に従って試験を行うときを備える船舶にあつては、以下に掲げるとき。
 - (a) 当該機器を搭載するとき。
 - (b) 自動船位保持設備の試験要領書に従って試験を行うとき。
 - (c) 2 級自動船位保持設備又は 3 級自動船位保持設備を備える船舶にあつては、損傷モード影響解析 (FMEA) の実証試験要領書に従って試験を行うとき。
- (7) 海底資源掘削船にあつては、掘削やぐら及び掘削やぐらの支持構造を含むサブストラクチャの各部が完成したとき並びに掘削やぐら及びサブストラクチャを搭載するとき。

12.2.5 船上に保持すべき図面

(4)を次のように改める。

登録検査の完了に際しては、2.1.6 に掲げる図面等のうち該当するもののほか、以下に掲げる図面等が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 復原性資料
- (2) P 編 7.6.1-2.によりローディングマニュアルの備え付けが要求される船舶にあつては、ローディングマニュアル
- (3) P 編 18.1 に規定するオペレーションマニュアル
- (4) 自動船位保持設備を有する備える船舶にあつては、以下に掲げる書類
 - (a) 自動船位保持設備試験要領書及び当該試験の結果
 - (b) 2 級自動船位保持設備又は 3 級自動船位保持設備を備える船舶にあつては、(a)に加えて、損傷モード影響解析 (FMEA) の報告書及びその実証試験要領書並びに当該試験の結果
- (5) P 編 9.6.5 に規定する点検設備に関する手引書
- (6) (省略)
- (7) (省略)
(a)から(d)は省略

12.3 年次検査

12.3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査*

-1.を次のように改める。

-1. 以下に掲げる書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。

(1) 承認された復原性資料

(2) P 編 7.6.1-2.によりローディングマニュアルの備え付けが要求される船舶にあっては、ローディングマニュアル

(3) P 編 18.1 に規定するオペレーションマニュアル

~~(4) 自動船位保持設備を有する船舶にあっては、自動船位保持設備試験要領書~~

(5) 当該船舶の構造、用途に応じ、表 B3.1 に掲げる書類又は図書のうち該当する項目

12.3.3 を次のように改める。

12.3.3 機関及び電気設備の年次検査

-1. 機関及び電気設備の年次検査は、船舶に搭載する機関、電気設備の種類に応じ 3.3 に規定する検査項目を検査するほか、以下に掲げる検査を行う。

(1) 危険場所の電気設備の現状を検査する。また、建造後 10 年以上の船舶にあっては、これらの絶縁抵抗を測定する。ただし、適正な計測記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合、これを省略できる。

(2) 甲板昇降型船舶にあっては、甲板昇降装置の現状を検査する。

(3) 自動船位保持設備を有する備える船舶にあっては、自動船位保持設備を構成する機器の現状を検査するとともに、自動船位保持設備試験要領書に従って重要な装置及びシステムの効力試験を行う。

-2. 自動船位保持設備を備える船舶にあっては、以下に掲げる書類について、それらの管理状況を確認する。

(1) 自動船位保持設備試験要領書及び当該試験の結果

(2) 臨時検査において実施した試験の内容及びその結果

(3) 2 級自動船位保持設備又は 3 級自動船位保持設備を備える船舶にあっては、(1)及び(2)に加えて、損傷モード影響解析 (FMEA) の報告書及びその実証試験要領書並びに当該試験の結果

12.5 定期検査

12.5.2 船体、艀装、消火設備及び備品の定期検査*

-2.(7)を削る。

-2. 船体、艀装、消火設備及び備品の検査

定期検査では、当該船舶の構造、艀装等に応じ、5.2.2 から 5.2.7 に規定する検査項目のうち該当する項目、12.4.2-2.に掲げる船体、艀装、消火設備及び備品及び消火設備の予備品について詳細に検査するほか、次に掲げる検査を行う。なお、精密検査にあっては、検

査員が差し支えないと認める場合、遠隔検査技術を用いることができる。この場合、遠隔検査技術を用いた精密検査は検査員の指示及び立会いのもとに行うこと。

((1)から(6)は省略)

~~(7) 自動船位保持設備を有する船舶にあつては、それらの装置及び所属具の現状検査を行い、かつ、自動船位保持設備試験要領書に従つて作動試験を行う。~~

12.5.3 を次のように改める。

12.5.3 機関及び電気設備の定期検査*

機関及び電気設備に対する定期検査は、当該船舶の機関及び電気設備の種類に応じ、~~12.3.3 に規定する検査項目及び 5.3 に規定する検査項目を検査するほか、甲板昇降装置の現状を検査する。現状検査の結果検査員が必要と認める場合は、当該装置の開放検査を行う。~~以下に掲げる検査を行う。

- (1) 甲板昇降装置型船舶にあつては、当該装置の現状を検査する。また、現状検査の結果検査員が必要と認める場合は、当該装置の開放検査を行う。
- (2) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、自動船位保持設備試験要領書に従つて該当するすべての装置及びシステムの効力試験を行う。また、2 級自動船位保持設備又は 3 級自動船位保持設備を備える船舶にあつては、損傷モード影響解析(FMEA)の実証試験要領書に従つて試験を行う。

12.6 船底検査

12.6.2 船底検査*

-1.(4)を次のように改める。

-1. 一般

((1)から(3)は省略)

- ~~(4) 自動船位保持設備を有する備える船舶にあつては、それらの装置及び所属具自動船位保持設備を構成する機器の現状検査を行い、かつ、自動船位保持設備試験要領書に従つて作動試験を行う。~~

15 章 作業船に関する検査

15.2 登録検査

15.2.2 提出図面その他の書類*

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、**2.1.2** の該当規定によるほか、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及びその他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(1)及び(2)は省略)

(3) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、次の図面及び書類

(a) ~~自動船位保持設備の配置図及び構造図~~P 編 18.1 に規定するオペレーションマニユアル

(b) ~~自動船位保持設備装置作動系統図~~12.2.2-1.(2)(d)に掲げる図面

(4) (省略)

(a)及び(b)は省略)

-2. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、前-1.の規定による承認用図面その他の書類のほか、**2.1.3** の該当規定による図面その他の書類及び次に掲げるものを参考として本会に提出しなければならない。

(1) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、~~次の~~12.2.2-2.(20)に掲げる図面及び書類

~~(a) 自動船位保持設備の設計計算書~~

~~(b) 自動船位保持設備の試験要領書（定期的検査の試験項目，試験要領，判定基準等を含む。）~~

(2) 甲板昇降型船舶にあつては、次の図面及び書類

(a) 甲板昇降装置を介して、脚から船体にかかる荷重の計算書

(b) 着底時の転倒に関する計算書

(3) オペレーションマニユアル （自動船位保持設備を除く。）

(4) (省略)

(-3.から-4.は省略)

15.2.3 工事の検査*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査における船体、艀装、機関及び電気設備関係の工事の立会の時期は、**2.1.4** に規定するものに加え、次のとおりとする。

(1) 作業用機器の効力試験（**O 編附属書 4.4.2-3.中 1.5** に規定する試験を含む。）を行うとき。

(2) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、~~自動船位保持設備の機器を搭載するとき及び自動船位保持設備の試験要領書に従って試験を行うとき~~12.2.3(6)に規定す

るとき。

15.2.5 船上に保持すべき図面等

(2)を次のように改める。

製造中登録検査の完了に際しては、2.1.6 に掲げる図面等のうち該当するもののほか、以下の完成図が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) オペレーションマニュアル
- (2) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、~~自動船位保持設備試験要領書~~ 12.2.5(4) に掲げる書類
- (3) (省略)
(a)及び(b)は省略)

15.3 年次検査

15.3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査*

-1.を次のように改める。

-1. 以下に掲げる書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。

- (1) 当該船舶の構造、用途に応じ、表 B3.1 に掲げる書類又は図書のうち該当する項目
- (2) オペレーションマニュアル
- ~~(3) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、自動船位保持設備試験要領書~~

15.3.3 を次のように改める。

15.3.3 機関及び電気設備の年次検査*

-1. 機関及び電気設備の年次検査は、船舶に搭載する機関、電気設備の種類に応じ 3.3 に規定する検査項目を検査するほか、以下に掲げる検査を行う。

- (1) 作業用機器について現状検査を行う。ただし、検査員が必要と認める場合、作業用機器の効力試験を行うことがある。
- (2) ~~自動船位保持設備を有する備える船舶にあつては、自動船位保持設備を構成する機器の現状を検査するとともに、自動船位保持設備試験要領書に従って効力試験~~ 12.3.3-1.(3)に掲げる検査を行う。
- (3) 危険場所の電気設備の現状を検査する。また、建造後 10 年以上の船舶にあつては、これらの絶縁抵抗を測定する。ただし、適正な計測記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合、これを省略できる。
- (4) 甲板昇降型船舶にあつては、甲板昇降装置の現状を検査する。

-2. 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、12.3.3-2.に掲げる書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。

15.5 定期検査

15.5.2 船体，艀装，消火設備及び備品の定期検査

-2.を次のように改める。

-2. 船体，艀装，消火設備及び備品の検査

定期検査では，当該船舶の構造，艀装等に応じて，5.2.2 から 5.2.7 に規定する検査項目のうち該当する項目及び 15.4.2-2.に掲げる船体，艀装，消火設備及び備品の現状及び消火設備の予備品を詳細に検査するほか，次に掲げる検査を詳細に行う。

~~(1) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては，それらの装置及び所属具の現状検査を行い，かつ自動船位保持設備試験要領書に従つて作動試験を行う。~~

15.6 船底検査

15.6.1 一般*

-2.を次のように改める。

-2. 自動船位保持設備を備える船舶にあつては，~~それらの設備及び所属具の現状検査を行い，かつ，自動船位保持設備試験要領書に従つて作動試験~~12.6.2-1.(4)に掲げる検査を行う。

附 則（改正その3）

1. この規則は，2021 年 7 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。

15 章 作業船に関する検査

15.2 登録検査

15.2.2 提出図面その他の書類*

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、**2.1.2** の該当規定によるほか、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及びその他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

- (1) 当該船舶の目的とする作業のための設備及び機関等(以下、「作業用機器」という。)に関する図面。~~〇 編 4.4.2-3.の適用を受ける船舶にあつては、次の(a)及び(b)に掲げるものを含めること。~~
~~(a) 〇 編附属書 4.4.2-3.中 1.4.2-10.に規定する曳船用ウインチの年次検査の方法~~
~~(b) 〇 編附属書 4.4.2-3.中 1.5.1-3.に規定する曳船用ウインチの緊急離脱装置の性能達成能力及び操作の手引~~

((2)から(4)は省略)

-2. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、前-1.の規定による承認用図面その他の書類のほか、**2.1.3** の該当規定による図面その他の書類及び次に掲げるものを参考として本会に提出しなければならない。

- (1) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、次の図面及び書類
 - (a) 自動船位保持設備の設計計算書
 - (b) 自動船位保持設備の試験要領書（定期的検査の試験項目、試験要領、判定基準等を含む。）
- (2) 甲板昇降型船舶にあつては、次の図面及び書類
 - (a) 甲板昇降装置を介して、脚から船体にかかる荷重の計算書
 - (b) 着底時の転倒に関する計算書
- (3) オペレーションマニュアル
- (4) 当該船舶の目的とする作業のみに用いられる機関については、機関の安全装置の状況が分かる資料並びにその他の書類 **D 編 9 章**及び **10 章**に規定される資料その他の書類
- (5) 〇 編 4.4.2-3.の適用を受ける船舶にあつては、次の(a)及び(b)に掲げるもの
 - (a) 〇 編附属書 4.4.2-3.中 1.5.1-3.に規定する曳船用ウインチの緊急離脱装置の性能達成能力及び操作の手引
 - (b) 〇 編附属書 4.4.2-3.中 1.5.1-4.に規定する曳船用ウインチの検査の手引

15.2.5 船上に保持すべき図面等

(3)を次のように改める。

製造中登録検査の完了に際しては、2.1.6 に掲げる図面等のうち該当するもののほか、以下の完成図が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) オペレーションマニュアル
- (2) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、自動船位保持設備試験要領書
- (3) **O 編 4.4.2-3.**の適用を受ける船舶にあつては、次の(a)及び(b)に掲げるもの
 - ~~(a) **O 編附属書 4.4.2-3.**中 **1.4.2-10.**に規定する曳船用ウインチの年次検査の方法~~
 - (b) O 編附属書 4.4.2-3.中 1.5.1-3.に規定する曳船用ウインチの緊急離脱装置の性能達成能力及び操作の手引**
 - (b) O 編附属書 4.4.2-3.中 1.5.1-4.に規定する曳船用ウインチの検査の手引**

15.3 年次検査

15.3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査*

-2.(2)を次のように改める。

-2. 船体、艀装、消火設備及び備品の検査

年次検査では、当該船舶の構造、艀装等に応じ、3.2.2 から 3.2.7 に規定する検査項目のうち該当する項目のほか、次に掲げる検査を行う。

- (1) 作業用機器及びその支持構造について現状検査を行う。
- (2) **O 編 4.4.2-3.**の適用を受ける、且つ 2020 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われた船舶にあつては、~~15.2.5(3)(a)に規定する方法に従った~~以下の検査を行う。
 - (a) 製造者によって文書化された検査の手引に従い、曳船用ウインチの緊急離脱装置が問題なく作動することを確認する。なお、当該装置の作動は無負荷状態で確認する。実行可能ならば、本試験はウインチブレーキの作動確認に代えてもよい。**
 - (b) 実行可能且つ合理的な範囲で、曳船用ウインチの緊急離脱装置に関連する警報装置の作動を確認する。**
 - (c) 曳船用ウインチの緊急離脱装置の状態が良好であることを目視にて確認する。**
 - (d) ブラックアウト状態時に曳航索を緊急離脱できる手段を確認する。また、このために追加のエネルギー源を備える場合、当該機器に対し目視及び効力試験を行う。**
 - (e) 緊急離脱装置の性能達成能力及び操作の手引が文書化されており、曳船用ウインチが取り付けられている船舶に搭載されていることを確認する。**

15.5 定期検査

15.5.2 船体，艀装，消火設備及び備品の定期検査

-2.(2)として次の1号を加える。

-2. 船体，艀装，消火設備及び備品の検査

定期検査では，当該船舶の構造，艀装等に応じて，5.2.2 から 5.2.7 に規定する検査項目のうち該当する項目及び 15.4.2-2.に掲げる船体，艀装，消火設備及び備品の現状及び消火設備の予備品を詳細に検査するほか，次に掲げる検査を詳細に行う。

- (1) 自動船位保持設備を備える船舶にあっては，それらの装置及び所属具の現状検査を行い，かつ自動船位保持設備試験要領書に従って作動試験を行う。
- (2) O 編 4.4.2-3.の適用を受け，且つ 2020 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われた船舶にあっては，以下の検査を行う。
 - (a) 15.3.2-2.(2)に規定する検査を行う。また，製造者より定期検査のための追加の手引きが設けられている場合，適宜従うこと。
 - (b) 緊急離脱装置のすべての機能について，検査員が満足する状態にあることを確認する。なお，この試験は，ボラードプル試験の際に実施するか，船舶の甲板上の補強点であって適当な荷重をかけることが認められているものに対して，曳航索に荷重をかけることとして差し支えない。
 - (c) 緊急離脱装置は，最大設計荷重の 30 %又は本船のボラードプルの 80 %のいずれか小さい方と等しい曳航荷重により，通常状態及びブラックアウト状態の両方で，検査員が満足する状態にあることを確認する。

附 則（改正その 4）

1. この規則は，2021 年 7 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった曳船用ウインチの緊急離脱装置の検査については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 30 日 達 第 16 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.4 を次のように改める。

B2.1.4 工事の検査

-1. 規則 B 編 2.1.4-1.(1)にいう「本会が別に定める項目」及び「本会が適当と認める検査方法」とは、それぞれ次の(1)及び(2)による。

(1) 「本会が別に定める項目」とは、規則 B 編 2.1.4-1.(1)及び(3)にいう試験に関する検査をいう。

(2) 「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める通常の検査方法と異なる検査方法の適用を認める場合があるをいう。

(-2.から-7.は省略)

-8. 規則 B 編 2.1.4-2.にいう「本会が別に定める項目」とは、同-2.(1)及び(2)(a)にいう試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは前-1.(2)による。

-9. 規則 B 編 2.1.4-3.にいう「本会が適当と認める検査方法」とは前-1.(2)による。

~~-10.~~ (省略)

~~-11.~~ (省略)

B10 として次の 1 章を加える。

B10 鋼製はしけの検査

B10.2 製造中登録検査

B10.2.3 工事の検査

規則 B 編 10.2.3 にいう「本会が別に定める項目」とは、規則 B 編 10.2.3-2.(1), (2)及び(3)にいう試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは B2.1.4-1.(2)による。

B11 潜水船に関する検査

B11.2 として次の 1 節を加える。

B11.2 製造中登録検査

B11.2.3 工事の検査

規則 B 編 11.2.3 にいう「本会が別に定める項目」とは、規則 B 編 11.2.3(1)及び(7)並びに規則 T 編 7.2.1 及び 7.2.2 にいう試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは、とは B2.1.4-1.(2)による。

B12 海洋構造物等に関する検査

B12.2 登録検査

B12.2.3 工事の検査

-7.を-8.に改め、-7.として次の 1 項を加える。

-7. 規則 B 編 12.2.3-1.にいう「本会が別に定める項目」とは、規則 B 編 12.2.3-1.(2)及び 12.2.4 並びに B2.1.4-1.(1)にいう試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは B2.1.4-1.(2)による。

-78. (省略)

B14 として次の 1 章を加える。

B14 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し装置に関する検査

B14.2 登録検査

B14.2.3 工事の立会の時期

規則 B 編 14.2.3-1.にいう「本会が別に定める項目」とは、規則 B 編 2.1.4 の該当規定及び 14.2.4-2.にいう試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは B2.1.4-1.(2)による。

B15 作業船に関する検査

B15.2 登録検査

B15.2.3 工事の検査

-3.として次の 1 項を加える。

-3. 規則 B 編 15.2.3-1.にいう「本会が別に定める項目」とは、規則 B 編 2.1.4 の該当規定及び規則 O 編附属書 4.4.2-3.中 1.5 に規定する製造工場等における試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは B2.1.4-1.(2)による。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2021 年 7 月 1 日から施行する。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.4 工事の検査

-3.を次のように改める。

-3. 船体構造溶接部の非破壊検査は、~~検査要領 M 編附属書 M1.4.2 3.(1)「船体構造の溶接部の内部欠陥に対する非破壊検査に関する検査要領」規則 M 編 8 章~~による。

B2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編 2.1.6-2.~~(123)~~及び-3.~~(123)~~に規定する「試験方案、試験結果、計測記録等」については、少なくとも次に掲げる内容を含めること。なお、ここでいう許容偏差又は誤差については、JSQS 等の適切な基準又はこれに準じるものであって、建造時に適用したものによる。

-10.として次の 1 項を加える。

-10. 規則 B 編 2.1.6-1.(2)(w), -2.(12)及び-3.(12)にいう「水密性電線貫通部記録書」とは、次の(1)から(4)によること。

- (1) 全ての水密性電線貫通部が記載され、識別されていること。各型式に対する施工、保守等の為の製造者が作成した参考資料、認定書、施工図面、造船所にて行われた最終確認の結果及び点検、修理、改造、保守記録が含まれていること。
- (2) 造船所より提出され、検査員により確認されること。
- (3) 紙形式又は電子形式若しくはその 2 つを併用して、当該記録書を保管すること。
- (4) 無人の船舶にあっては、当該記録書は陸上に保管することができる。

附 則（改正その2）

1. この達は、2021年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。